

男鹿市条例第31号

男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成17年男鹿市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 候補者は、<b>8円38銭</b>に法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<b>8円38銭</b>を超える場合には、<b>8円38銭</b>）に、当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 候補者は、<b>7円73銭</b>に法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成枚数（当該作成枚数が同号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<b>7円73銭</b>を超える場合には、<b>7円73銭</b>）に、当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基</p>

改正後	改正前
<p>づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公営)</p> <p>第9条 候補者は、<b>586円88銭</b>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第11条において同じ。）に、法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<b>586円88銭</b>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額）に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、</p>	<p>づき、当該ビラの作成を業とする者に支払う。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公営)</p> <p>第9条 候補者は、<b>541円31銭</b>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第11条において同じ。）に、法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成枚数（当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第11条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<b>541円31銭</b>に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額）に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、</p>

改正後	改正前
当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。	当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (適用区分)

- 2 この条例による改正後の男鹿市議会議員及び男鹿市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。